

答え合わせ・解説

問1	答え 1 社会権	18世紀や19世紀の憲法では、国家が個人の活動を制限しない「自由権」が重視されてきました。しかし、資本主義の発展により貧富の差や労働問題が深刻化したため、20世紀に入りドイツのワイマール憲法において、国家が積極的に国民の生活を支えるための「社会権」が初めて認められるようになりました。
問2	答え 1 生存権	日本国憲法第25条第1項の規定は、人間が人間らしく生きるための権利を保障するもので、社会権の基本となる考え方です。この条文にある「健康で文化的な最低限度の生活」というフレーズは、社会福祉や社会保障などの国の施策の根拠となっています。
問3	答え 1 自由権	自由権は、国家が個人の領域に介入しないことを求める権利であり、「国家からの自由」とも呼ばれます。これには精神の自由、身体の自由、経済活動の自由の3つの側面があります。一方、選択肢にある生存権は、人間らしい生活を営むために国家の積極的な介入を求める「社会権」のひとつであり、その性質が異なります。
問4	答え 1 年齢にかかわらず、国や地方公共団体の機関に対して苦情の申し立てや要望を行うことができる。	請願権は、日本国憲法第16条で保障された「人権を確保するための権利」の一つです。この権利は年齢による制限がなく、子どもであっても行使することが可能です。また、要望の対象は国だけでなく地方公共団体も含まれ、法律や条例の制定、損害の救済、公務員の罷免といった幅広い要望を平穩に行うことができます。憲法では、請願をしたことによって差別的な扱いや罰則などの不利益を受けることはないと明確に規定されています。
問5	答え 1 公共の福祉	職業選択の自由を含む経済活動の自由は、他の自由権に比べて社会的な影響が大きいため、社会全体の利益や安全を守るという「公共の福祉」の観点から、法律によって一定の制限を受けることが認められています。例えば、医療の質を保つための免許制度や、交通安全・環境保全のための営業制限などがこれにあたります。
問6	答え 1 個人の経済活動は、社会の安全や他者の利益といった「公共の福祉」と密接に関わる側面が強いため	経済活動の自由は、無制限に認められるわけではありません。例えば、医師免許がない人が医療行為を行うことを禁じたり、危険な建物を建てることを制限したりするのは、国民の生命や安全を守るためです。このように、個人の活動が他者や社会全体に及ぼす影響が大きいため、社会全体の利益である「公共の福祉」に基づき、精神の自由に比べて合理的で必要最小限の法的制限が課されやすいという特徴があります。
問7	答え 1 国民が能力に応じて等しく教育を受ける権利と、保護者が子に普通教育を受けさせる義務	日本国憲法第26条では、すべての国民がその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有することが保障されています。これに対応して、保護者はその保護する子に「普通教育を受けさせる義務」を負っています。これは、勤労の義務、納税の義務と並んで、日本国民の三大義務の一つに数えられます。
問8	答え 1 請願権は、直接請求権のような有権者の署名数などの条件がなく、誰でも国や地方公共団体に対して要望を伝えることができる。	請願権は憲法で保障された国民の基本的な権利であり、年齢や署名数などの制限なく、一人でも国や自治体に要望を出すことができます。これに対し、条例の制定や改廃を求める直接請求権は、地方自治法に基づき、有権者の一定数(条例制定の場合は50分の1以上)の署名が必要となるため、両者の成立要件には大きな違いがあります。
問9	答え 1 人権侵害があった場合に、その是正や救済を公的な機関に対して要求する手段としての権利だから	請求権は、国家に対して何らかの具体的な行為(裁判による解決や損害の補填など)を求めることができる権利の総称です。裁判を受ける権利は、裁判所という国家機関を用いて権利の回復を図る仕組みであるため、請求権に分類されます。これに対し、国家の干渉を退けるのは「自由権」、人間らしい生活の保障を求めるのは「社会権」、政治参加を目的とするのは「参政権」であり、それぞれ権利の性質が異なります。